

非常の際に取るべき措置

責任者

各係員は、常に危害予防規程を守り災害の防止について万全を期すべきであるが不幸にして、天災、地変、火災等の発生により冷媒設備および充てん容器が危険となったときは、人命救護を第一とし、無謀な行動を戒め災害の程度および状態に応じ、左記の要領により措置をとらなければならない。

要 領

一、運転停止

- (イ) 災害の発生により冷媒設備が危険と認められたときは、圧縮機の運転を停止し、電灯および換気ファンを除いて電源を遮断する。
- (ロ) ガス漏えいの場合には、凝縮器内へガス回収をおこない、圧縮機の運転を停止し、電源を遮断し、源えい個所の修理をおこなう。凝縮器に漏えいのある場合は、充てん容器にガスを回収して修理をおこなう。

二、災害その他

- (イ) 災害の発生の場合は、沈着機敏に行動し、消火または防火に努め災害を最小限度にとどめる。
- (ロ) 圧縮機の運転を停止し、電灯および換気ファンを除いて電源を遮断し、消火または防火できないと推定された場合または他の天災地変（地震、落雷等）によりガスの爆発等で多量のガス漏えいの恐れのある場合は、機器の放出口よりガスを安全な外部へ放出する。
- (ハ) 充てん容器は、安全な場所（場合により水中または排水溝低地等）に移すこと。

三、退 避

突発的な災害の発生により応急措置がとれない場合は、電源を遮断し、他の係員および付近の住民に退避するよう警告する。

四、中毒等の場合

火災に接するとホスゲン中毒の原因ともなり、多量のガス漏えいは、呼吸困難を生ずるので、この場合は直ちに医師の手当を求める。この際、応急措置として人工呼吸をおこなう。

五、報 告

災害の発生したときは、直ちに東京都高圧ガス担当課、消防署、警察署に報告し、かつ、応急措置に支障のない限り災害現場を変えないよう注意し、係員の調査、点検を受ける。

以上の措置および行動は、すべて責任者の指揮によりおこなわれ、分担任務のない者およびその任務の終わった者は、安全な場所に退避し、かつ、必要以外の者が現場に近寄らないよう警戒の任に当たるものとする。

緊急連絡先電話番号

消 防 署

(局番なし) 一一九

警 察 署

(局番なし) 一一〇

東京都環境局環境改善部

五三八八―三五四六

環 境 保 安 課

五三八八―三五四二

東京都多摩環境事務所

ガス冷凍係 (地震に伴う事故の場合のみ)

公益社団法人東京都高圧ガス保安協会

(〇四二) 五二五―四七七二
三五五―九五七一